

中部リウマチ学会会則

- 第1条 本会は、中部リウマチ学会と称する。
- 第2条 本会は、リウマチ性疾患に関する基礎的あるいは臨床的研究に従事するものまたはこの分野に関心を持つもので組織する。
- 第3条 本会は、リウマチ性疾患およびその関連分野に関する研究の進歩発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。
- 1) 研究成果についての発表、ならびに討議のための学術集会の開催
 - 2) 会誌の編集、発行
 - 3) その他、本会の目的達成のため必要と認められた事業
 - 4) 日本リウマチ学会中部支部活動を兼務する。
- 第5条 本会の事務局は下記に置く。
名古屋大学大学院医学系研究科 機能構築医学専攻 運動・形態外科学講座 整形外科学教室
〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65
- 第6条 本会の会員は、その主旨に賛同し所定の入会手続きを経た個人会員および法人会員よりなる。
- 第7条 本会は次の役員を置く。
会長 1名、 理事 若干名、 評議員 若干名、 監事 2名、 編集委員 4名
- 第8条 会長および監事は、評議員の互選により評議員会にて選出し、総会の承認を得る。
- 第9条 会長は、本会を代表し会議を総括し、総会・評議員会・理事会において議長となる他、学術集会を企画・運営する。理事は、本会の庶務、会計、会誌発行などを分担する。監事は、会の運営および会計を監査する。編集委員は、学会誌「中部リウマチ」の企画、編集、発行を担う。
- 第10条 評議員は会長が委嘱する。
- 第11条 総会は学術集会の際に開催する。
- 第12条 会長の任期は、前回総会終了後よりその主宰する総会終了までとする。
- 第13条 本会は、会長 の推薦により名誉会員、および功労会員を置くことができる。
- 第14条 本会の運営は、個人会費、法人会費をもって当て、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第15条 本会則の変更は、評議員会の議を経て総会で決定する。
- 付 則 1) 本会則は、平成2年9月1日より実施する。
2) 理事は日本リウマチ学会中部支部運営委員とする。
- 申し合わせ事項
- 1) 評議員の推薦
 - ・日本リウマチ学会の評議員は本人の意向を確認した上で本会の評議員とする。
 - ・臨床系評議員は日本リウマチ学会専門医が望ましい。
 - ・本会評議員を推薦する場合は、略歴をあらかじめ年度総会2ヶ月前までに会長まで提出する。
 - 2) 退会
 - ・退会を希望する会員は退会届を事務局に提出し、もし会費に未納があればこれを全納しなければならない。また2年以上会費を滞納した場合は退会とみなすこともある。
 - 3) 理事
 - ・理事は各県の評議員の中から代表として1名以上推薦され、理事会、評議員会、総会で承認される。任期は4年とするが再任は妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えることはできない。
 - ・学会会長に推挙された場合、その翌日から学会を主催した翌年の学会当日までの3年間、理事に就任する。
 - 4) 役員の定年
 - ・役員(理事・編集委員)の定年は、満65才とする。(任期は、定年に達した日以後における最初の3月31日まで)
 - ・役員(評議員・監事)の定年は、満70才とする。(任期は、定年に達した日以後における最初の3月31日まで)
 - 5) 名誉会員
 - ・役員が65才の定年後、原則として下記の中から会長が推薦し、理事会、評議員会、総会で承認される。
 - ① 支部長、学会長、理事の経験のある者。
 - ・名誉会員の任期は終身とする。
 - ・名誉会員は学会参加費・年間学会費を免除される。
 - ・名誉会員は理事会・評議員会に出席し、意見を述べる事ができる。
 - 6) 功労会員
 - ・役員が65才の定年後、原則として下記の中から会長が推薦し、理事会、評議員会、総会で承認される。
 - ① 本学会に対して多大な功績のあった者